

## 処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：第7条第1項
処分の概要：自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件）</li><li>・ 第4条（認定）</li><li>・ 第27条（方面公安委員会への権限の委任）</li></ul></li><li>○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第6条（方面公安委員会への権限の委任）</li></ul>
処分基準： <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul>
問合せ先： <p>北海道警察本部交通企画課安全対策係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係</p> <p style="text-align: right;">（函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備考：